

## とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者による県産材を活用した省エネ住宅の建設に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興とエネルギー及びCO<sub>2</sub>の削減を図ることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設業者をいう。
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第1項の住宅をいう。
- (3) 新築住宅 品確法第2条第2号の新築住宅をいう。
- (4) 木造住宅 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅をいう。
  - ア 居住室、台所、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること。
  - イ 建築主（販売目的の住宅の場合は購入者）自らの居住の本拠として、鳥取県内に建設される新築住宅であること。
  - ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること。
- (5) 県産材 県内の森林から伐採された原木を県内で加工（機械プレカット加工を含む）した製材品又は部材の全てが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（直交集成板、単板積層材、合板等）をいう。
- (6) とっとり健康省エネ住宅 とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和2年5月18日付第202000037945号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第1項の規定による認定を受けた住宅をいう。
- (7) ZEH 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅で、次に掲げる要件を全て満たす住宅をいう。
  - ア 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
  - イ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。（売電を行う場合は余剰買取方式に限る。）
  - ウ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。（建築基準法施行令第86条2項に基づき特定行政庁が指定する多雪地域については、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されていること。）
  - エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）等、第三者認証を受けているものに限る）により、ZEHであることを示す証書が発行されていること。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次に掲げる要件を全て満たす一戸建ての木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は一戸建ての木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第4号に掲げる要件を満たしているものに限る。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) とっとり健康省エネ住宅  
 (2) ZEH又は将来的な太陽光等の再生可能エネルギーによる発電設備の設置に備え、次に掲げる事項に配慮して設計された住宅  
     ア 太陽光発電パネルの設置に伴う積載荷重を考慮していること。  
     イ 太陽光発電に配慮した屋根形状としていること。  
 (3) 県産材を10立方メートル以上又は内外装材に20平方メートル以上を使用

2 本補助金の額は、1戸につき、表1の左欄の区分及び中欄のとっとり健康省エネ住宅の性能区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

表1

区分	とっとり健康省エネ住宅の性能区分	補助金額
(1) 国費を財源とする補助金の交付を受けずにZEHを新築する者	T-G1	定額 60万円
	T-G2	定額 80万円
	T-G3	定額 100万円
(2) <u>国費を財源とする補助金のうち、断熱等性能等級6以上を対象とする補助金</u> の交付を受けて新築する者	T-G1	定額 5万円
	T-G2	定額 15万円
	T-G3	定額 25万円
(3) (1) 又は (2) 以外の者	T-G1	定額 10万円
	T-G2	定額 30万円
	T-G3	定額 50万円

#### (販売住宅の登録)

第5条 販売目的で住宅を建設する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）として登録するよう、毎年3月20日（休日のときは、直前の平日）を期限として当該住宅の建設工事に着手する前に、様式第1号の申請書により所管事務所長（当該住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。）に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知）第5条第1項の規定による申請と同時に申請する場合は、重複する書類については省略することができる。

- (1) 様式第2号
- (2) 配置図、平面図
- (3) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった販売住宅の登録を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。

4 前項の登録（以下「登録」という。）を受けた販売住宅（以下「登録住宅」という。）を建設する者（第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「販売事業者」という。）は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

5 販売事業者は、建築基準法第6条第1項の規定による申請（以下「建築確認」という。）が不要な登録住宅の建設工事が完了したときは、工事の完了の日から14日を経過する日までに様式第9号により所管事務所長に報告しなければならない。

#### (登録の辞退)

第6条 販売事業者は、登録住宅の建設を中止したとき、又は設計変更等により補助対象住宅に該当しなくなったときは、様式第4号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

#### (登録の取消し)

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができ

る。

- (1) 前条の規定による届出があつたとき。
- (2) 補助対象住宅に該当しなくなったとき。
- (3) その購入について本補助金が交付されたとき。
- (4) 第9条第1項に規定する期限内に本補助金の交付申請が行われなかつたとき。
- (5) 販売事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。
- (6) その他販売事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を販売事業者へ通知するものとする。

#### (地位の承継)

第8条 販売事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該事業者の地位を承継することについて、様式第5号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

#### (交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日（休日のときは、直前の平日）を期限とし、住宅を建設する場合にあつては当該申請に係る住宅の建設工事に着手する前、登録住宅を購入する場合にあつては建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の発行日（建築確認が不要な場合は様式第9号に記載した完成日）（以下「完成日」という。）から1年を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第6号とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。ただし、とつとり住まいる支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定による申請と重複する書類については省略することができる。

- (1) 配置図及び平面図（登録住宅を購入する場合を除く。）
- (2) 建設工事が完了している登録住宅を購入した場合は、第12条第2項各号に定める書類
- (3) その他所管事務所長が必要と認める書類

3 前項第2号に該当する場合は、第1項の申請をもって第12条第1項の報告があつたものとみなす。

#### (交付決定の時期等)

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号の1又は様式第7号の2によるものとする。ただし、前条第2項第2号に該当する場合は、様式第7号の3又は様式第7号の4により規則第18条第1項の規定による額の確定を併せて行うものとする。

3 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、登録住宅を購入する場合を除き、当該交付決定の日の属する年度内に着工し、かつ、翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。

#### (承認を要しない変更等)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の額の変更
- (2) 補助事業者の変更

2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた住宅（以下「交付決定住宅」という）の建設工事が完了するまでに行わなければならない。

3 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

#### (実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14

日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は様式第6号とし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。ただし、とつとり住まいの支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定による申請と重複する書類については省略することができる。

- (1) 完成写真及び口座振込依頼書
- (2) 検査済証の写し（建築確認が不要の場合は建築工事届の写し）
- (3) ZEHを証する書類（ZEHの認定を受ける場合に限る。）
- (4) 県産材の産地証明書の写し
- (5) 登録住宅を購入する場合は、その購入契約書の写し
- (6) 認定要綱第10条第1項のとつとり健康省エネ住宅認定証の写し
- (7) その他所管事務所長が必要と認める書類

#### （進捗状況報告書）

第13条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月14日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第8号によるものとする。

#### （財産の処分制限）

第14条 規則第25条第2項ただし書の規定により知事が別に定める期間は、10年とする。

#### （提出書類の部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、正本1部とし、所管事務所長に提出しなければならない。

#### （雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和4年4月1日以降に建設工事に着手した住宅については、施行の日から令和4年8月31日までの間、第9条に規定する「建設工事に着手する前」を「断熱材（基礎を除く）又は窓等の工事に着手する前」と読み替えて適用する。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和4年4月1日以降に建設工事に着手した住宅については、施行の日から令和4年8月31日までの間、第9条に規定する「建設工事に着手する前」を「断熱材（基礎を除く）又は窓等の工事に着手する前」と読み替えて適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和8年2月2日に施行し、令和7年11月28日以降に工事着手したものに適用する。